

I 札幌市消費者行政の沿革

昭和 27 年 (1952 年)

- 11 月 計量法施行に伴い、経済部消費経済課調整係に計量業務担当係員を配置

昭和 28 年 (1953 年)

- 4 月 特定市 (計量法第 139 条第 1 項) の指定を受け計量行政開始
- 6 月 経済部消費経済課に計量検査所配置

昭和 37 年 (1962 年)

- 8 月 標準小売価格発表開始 (平成元年 3 月発表中止)

昭和 38 年 (1963 年)

- 7 月 「札幌市消費生活物資対策審議会条例」制定
- 11 月 消費者モニター設置 (平成 18 年 3 月廃止)

昭和 39 年 (1964 年)

- 11 月 消費生活相談窓口を設置し、北海道消費者協会に業務委託

昭和 42 年 (1967 年)

- 3 月 札幌市消費者対策推進委員会設置
- 4 月 暮らしのニュース第 1 号発行、生活大学開講
- 10 月 第 1 回消費生活展開催

昭和 43 年 (1968 年)

- 5 月 「消費者保護基本法」公布

昭和 45 年 (1970 年)

- 4 月 消費生活相談を札幌消費者協会に業務委託

昭和 46 年 (1971 年)

- 9 月 計量検査所、白石区本郷通 3 丁目に仮庁舎 (350 m²) 建設
- 11 月 移動生活指導車「ゆたか号」巡回開始 (平成 13 年 3 月廃止)

昭和 47 年 (1972 年)

- 4 月 札幌市区制施行
- 8 月 移動計量検査車 (大型バス改造) 購

入、定期検査を合理化

昭和 49 年 (1974 年)

- 1 月 国民生活安定緊急措置法 (昭和 48 年 12 月 22 日施行) に伴い「生活物資対策部」が新設
- 1 月 国民生活安定緊急措置法に基づく小売価格の調査、監視を開始
- 1 月 民生用灯油の標準小売価格 (180 店頭 380 円) 設定。同年 6 月撤廃
- 1 月 札幌市生活物資等緊急対策会議を設立、第 1 回全体会議開催
- 1 月 札幌市生活物資等対策委員会設置
- 2 月 札幌市生活物資等緊急対策会議、第 1 回「石油」「生活物資」「産業物資」各部会開催
- 2 月 テレホン・サービス「暮らしのダイヤル」開始 (昭和 60 年 3 月廃止)
- 2 月 物価パトロール車購入 (昭和 62 年 3 月廃止)
- 4 月 「札幌市消費生活安定条例」制定
- 5 月 札幌市消費生活安定条例に基づく指定物資 32 品目告示・調査開始 (昭和 50 年 8 月 10 品目解除、昭和 52 年 5 月 4 品目追加、同年 6 月 20 品目解除)
- 10 月 消費生活学級 7 学級で開講 (昭和 63 年 3 月閉講)

昭和 50 年 (1975 年)

- 7 月 オイルショックに対応して消費者対策室と臨時的に設置された生活物資対策部が合併、新たに「生活物資部」が発足
- 12 月 年末年始主要食品小売価格調査実施

昭和 51 年 (1976 年)

- 4 月 外食価格実態調査実施
- 9 月 暮らしのニュース物価版発行 (昭和 62 年 4 月暮らしのニュースに統合のため廃止)

昭和 52 年（1977 年）

- 6 月 札幌市生活物資等緊急対策会議
業物資部会を廃止
- 10 月 「札幌市消費者センター条例」制定
- 11 月 札幌市消費者センター開設及び札幌市計量検査所移転(中央区大通西 14 丁目)

昭和 53 年（1978 年）

- 5 月 消費者の日制定（昭和 54 年 5 月より記念事業実施）

昭和 54 年（1979 年）

- 4 月 消費者モニターを物価、消費生活に分離
- 7 月 札幌市石油対策本部設置
- 8 月 石油対策主幹設置（昭和 56 年 7 月廃止）

昭和 55 年（1980 年）

- 7 月 札幌市北国の消費生活研究会発足
同年 11 月冊子「北国の暮らし」第 1 号発行（平成 2 年 3 月解散）

昭和 56 年（1981 年）

- 3 月 消費生活副読本「わたしたちの暮らし」を発行（昭和 63 年 3 月廃止）

昭和 57 年（1982 年）

- 6 月 札幌市生活物資等緊急対策会議の要綱改正により「札幌市生活物資等対策会議」に名称変更

昭和 58 年（1983 年）

- 8 月 灯油共同購入連絡会議開催
- 11 月 札幌市年末年始物価対策連絡会議開催、国へ物価対策に関する要望書を提出

昭和 59 年（1984 年）

- 1 月 灯油・プロパン消費実態調査実施

昭和 61 年（1986 年）

- 4 月 消費流通課機構改革（4 係を 3 係に編成）、中央区消費生活相談窓口廃止により相談窓口全市で 9 カ所
- 7 月 生活情報ネットワークシステム導入（PIO-NET）

昭和 62 年（1987 年）

- 4 月 物価モニターと消費生活モニターを統合し「物価・消費者モニター」を設置
- 6 月 機構改革により生活物資部を廃止、「生活文化部」を新設
- 10 月 消費者まつり（「消費生活展」を改める）開催

昭和 63 年（1988 年）

- 8 月 「くらしのニュース表紙」切り絵原画展

平成元年（1989 年）

- 1 月 「みんなの展示室」第 1 号発行
- 2 月 第 1 回「新入学用品」特別企画展開催
- 11 月 分区で誕生した厚別区、手稲区に相談窓口を開設

平成 2 年（1990 年）

- 4 月 札幌弁護士会消費者保護委員会とホットライン体制開始
- 4 月 区の消費生活相談体制が変更（月・木の週 2 回。それまでは月・火・木・金の週 4 回）
- 8 月 業界団体等に対して「省エネルギー対策の推進について」協力要請
- 10 月 湾岸紛争に際し、札幌市生活物資等対策会議石油部会を 4 年ぶりに開催

平成 3 年（1991 年）

- 5 月 さっぽろ消費者まつり実行委員会を設置
- 6 月 第 1 回消費生活に関する意識調査実施
- 7 月 機構改革により生活文化部を廃止、「市民生活部」を新設

平成 4 年（1992 年）

- 5 月 札幌市消費生活対策懇談会設置
- 5 月 新計量法公布（翌 11 月施行）

平成 5 年（1993 年）

- 3 月 札幌市消費生活対策懇談会の提言

- 「札幌市における消費者行政のあり方について」を受理
- 11月 1日から新計量法施行(26年ぶりの大改正)
- 平成6年(1994年)**
- 1月 小学校高学年用教育教材ビデオ制作
- 3月 「札幌市消費生活条例」制定
- 4月 新計量法施行により、特定計量器の検査期間が1年から2年に変更
- 6月 「札幌市消費生活安定条例」廃止、同条例に基づく指定物資6品目解除
- 7月 「札幌市消費生活条例」施行、札幌市消費生活審議会設置
- 11月 札幌市消費者行政推進連絡会議設置
- 平成7年(1995年)**
- 2月 中学生用教育教材ビデオ制作
- 4月 「札幌市消費生活条例」改正施行
- 4月 「物価・消費者モニター」の名称を「さっぽろくらしのモニター」に変更
- 5月 札幌市消費生活審議会から「札幌市における不当な取引行為に該当する行為の基準のあり方」について答申を受ける
- 7月 札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則施行
- 平成8年(1996年)**
- 2月 高校生・新社会人用教育教材ビデオ制作
- 3月 学校における消費者教育に関するアンケート調査まとまる
- 平成9年(1997年)**
- 3月 新計量車購入(9人乗り)パワーリフト搭載
- 3月 消費生活に関する市民意識調査まとまる
- 4月 札幌市消費生活審議会から「(仮称)消費者会館に求められる新しい役割と機能」について答申を受ける
- 11月 清田区(分区)に相談窓口を開設
- 平成10年(1998年)**
- 3月 札幌くらしのセンターを閉鎖
- 平成11年(1999年)**
- 1月 さっぽろ消費者まつり実行委員会事務局を(社)札幌消費者協会に移管
- 4月 生活大学が「消費生活セミナー」に名称変更
- 11月 消費者センターホームページを開設
- 平成12年(2000年)**
- 3月 地方分権一括法の施行(4月)により、計量行政が機関委任事務から自治事務となるため、札幌市証明手数料条例を改正して、計量器検査手数料を定めた
- 4月 機構改革により市民生活部を廃止、「生活文化部」を新設
- 4月 さっぽろくらしのモニターの定数を150名から100名に変更
- 5月 消費者問題国民会議2000札幌市大会開催(主催/札幌市・経済企画庁)
- 5月 「消費者契約法」制定
- 平成13年(2001年)**
- 3月 移動生活指導車「ゆたか号」の廃止
- 4月 各区消費生活相談窓口を、これまでの週2回開設を1回に変更する
- 4月 「消費者契約法」施行
- 平成14年(2002年)**
- 4月 北海道知事の権限に属する①家庭用品の品質表示に関する立入検査②消費生活用品(特定製品)の安全表示に関する立入検査の事務について本市が処理する
- 4月 さっぽろくらしのモニターの定数を100名から80名に変更
- 平成15年(2003年)**
- 9月 札幌市消費者センターが移転(北区

| | | | |
|-------------------------|--|-------------------------|---|
| | 北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階) | | 行為の基準を定める規則を全面改正 (1 日施行) |
| 11 月 | 札幌市計量検査所が移転(白石区本通 7 丁目南) | 4 月 | 高齢消費者被害防止ネットワーク事業開始(消費生活みまもり協力員配置) |
| 平成 16 年 (2004 年) | | 6 月 | 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」制定 |
| 3 月 | 各区消費生活相談窓口の廃止 | 9 月 | 札幌市消費者基本計画の策定 (第 1 次計画平成 20 年度～平成 24 年度) |
| 4 月 | 機構改革により生活文化部を改め「市民生活部」になる | 10 月 | さっぽろ消費者のつどい 2008 (第 1 回) |
| 6 月 | 「消費者保護基本法」改正、「消費者基本法」施行 | 11 月 | さっぽろくらしのニュース第 500 号発行 (第 1 号昭和 42 年発行/月刊) |
| 平成 17 年 (2005 年) | | 平成 21 年 (2009 年) | |
| 4 月 | 機構改革により市民局を改め「市民まちづくり局」になる | 1 月 | 物価情報展 (第 2 回) の開催 |
| 4 月 | 消費生活相談カード直接作成システム導入によりカード作成を機械化 | 4 月 | 計量定期検査業務を北海道計量協会へ委託開始 |
| 平成 18 年 (2006 年) | | 5 月 | みまもり通信の配信を開始 |
| 3 月 | さっぽろくらしのモニター設置要綱の廃止 | 9 月 | 消費者庁設置 |
| 4 月 | 市長、札幌市消費生活条例見直しについて、札幌市消費生活審議会 (山口康夫会長) に諮問する | 9 月 | 「消費者安全法」施行 (1 日) |
| 平成 19 年 (2007 年) | | 9 月 | 消費生活センター公示 (1 日) |
| 4 月 | 消費生活に関する電話相談の終了時間を午後 4 時 30 分から午後 7 時に延長 | 11 月 | さっぽろ消費者のつどい 2009 (第 2 回) |
| 6 月 | 「札幌市消費生活条例」全部改正公布 (施行平成 20 年 2 月) | 平成 22 年 (2010 年) | |
| 7 月 | 市長、札幌市消費者基本計画の策定について、札幌市消費生活審議会 (山口康夫会長) に諮問する | 4 月 | さっぽろくらしのニュース 517 号を以て休刊 |
| 9 月 | 2007 さっぽろ消費者まつり (第 41 回) 開催、その後の実行委員会 (12 月 12 日開催) で廃止を決定 | 7 月 | さっぽろくらしのニュースリニューアル創刊 (年 4 回発行) |
| 9 月 | 中央区・北区・東区において、高齢消費者被害防止ネットワーク事業の試行実施を開始 | 平成 23 年 (2011 年) | |
| 平成 20 年 (2008 年) | | 3 月 | 東日本大震災に伴う生活関連商品小売価格緊急調査実施 |
| 2 月 | 「札幌市消費生活条例」12 年ぶりに全面改正 (1 日施行) | 4 月 | 定期生活関連商品小売価格調査のうち、食料品と日用品の価格調査を休止 (事業仕分け) |
| 2 月 | 札幌市不当な取引行為に該当する | 4 月 | 高齢消費者被害防止ネットワーク事業の支援対象者を障がい者まで拡大、消費者被害防止ネットワーク事業にレベルアップ。(障がい者に係る事業については、中央区・東区・ |

| | | | |
|---------------------|---|---------------------|---|
| | 白石区の3区で試行実施)消費生活 みまもり協力員の名称を消費生活 推進員に変更 | | 念シンポジウム開催 |
| 12月 | 市長、第2次札幌市消費者基本計画 の策定について、札幌市消費生活審 議会(山口康夫会長)に諮問する | 6月 | 「消費者教育の推進に関する法 律」改正 |
| 平成24年(2012年) | | 6月 | 「消費者契約法」改正 |
| 4月 | 消費者被害防止ネットワーク事業 の障がい者に係る事業の試行区に 豊平区、手稲区の2区を加える | 6月 | 「消費者安全法」改正(一部未施 行) |
| 4月 | 地方分権による権限移譲により、 ①家庭用品の品質表示に関する立 入検査②消費生活用品(特定製品) の安全表示に関する立入検査③電 気用品の安全表示に関する立入検 査の事務について本市が処理する | 10月 | 「札幌市消費生活条例」一部改正 |
| 8月 | インターネット相談の受付を開始 | 平成27年(2015年) | |
| 8月 | 「消費者基本法」改正 | 3月 | 「札幌市消費者教育推進プラン」 策定(計画年度平成27~29年度) |
| 8月 | 「消費者教育の推進に関する法律」 制定(施行は同年12月) | 3月 | 消費者センターの災害時の対応を 定めた「市民生活班災害業務マ ニュアル」を策定 |
| 8月 | 「特定商取引に関する法律の一部 を改正する法律」制定(施行は平成 25年2月) | 平成28年(2016年) | |
| 9月 | 「消費者安全法」改正 | 4月 | 機構改革により市民まちづくり局 を改め「市民文化局」になる |
| 平成25年(2013年) | | 4月 | 「札幌市消費者センター条例」及 び「札幌市消費者センター条例施 行規則」を一部改正 |
| 2月 | 「札幌市消費生活条例」及び「札幌 市不当な取引行為に該当する基準 を定める規則」を一部改正 | 4月 | 「食品表示法」の権限の一部が北 海道から本市へ移譲 |
| 3月 | 「第2次札幌市消費者基本計画」 を策定(計画年度平成25~29年度) | 6月 | 市長、第3次札幌市消費者基本計 画(次期札幌市消費者教育推進プ ランを含む)の策定について、札幌 市消費生活審議会(河森計二会長) に諮問する |
| 4月 | 消費者被害防止ネットワーク事業 を全区において開始 | 10月 | 消費者被害防止ネットワーク事業 の消費生活サポーター制度を開始 |
| 6月 | 「食品表示法」制定 | 平成29年(2017年) | |
| 12月 | 市長、札幌市消費者教育推進プラン の策定について、札幌市消費生活審 議会(山口康夫会長)に諮問する | 6月 | 「消費者契約法」一部改正 |
| 平成26年(2014年) | | 12月 | 「特定商取引に関する法律」一部 改正 |
| 3月 | 食品ロス削減シンポジウム開催 | 平成30年(2018年) | |
| 4月 | 消費税増税に伴う生活関連商品小 売価格緊急調査を実施 | 3月 | 「第3次札幌市消費者基本計画」 を策定(計画年度平成30~34年度) |
| 6月 | 集团的消費者被害回復制度設立記 | 6月 | 「民法」一部改正(成年年齢引き下 げ) |
| | | 6月 | 「消費者契約法」一部改正 |
| | | 令和元年(2019年) | |
| | | 6月 | 「チケット不正転売禁止法」施行 |

令和2年（2020年）

- 12月 「札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則」一部改正

令和3年（2021年）

- 3月 市長、第4次札幌市消費者基本計画の策定について、札幌市消費生活審議会（河森計二会長）に諮問する
- 5月 「取引デジタルプラットフォーム消費者利益保護法」成立
- 6月 「特定商取引法」「預託法」一部改正

令和4年（2022年）

- 4月 民法改正による成年年齢引き下げ
- 6月 「消費者契約法」一部改正
- 8月 靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催
- 12月 「消費者契約法」一部改正

令和5年（2023年）

- 1月 リモート相談を開始
- 1月 「法人寄附不当勧誘防止法」施行
- 3月 「第4次札幌市消費者基本計画」を策定（計画年度令和5～9年度）